特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	後期高齢者医療事務は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第48条に基づき、福岡県内の全ての市町村が加入する福岡県後期高齢者医療広域連合を設け、市町村が行う事務以外を福岡県後期高齢者医療広域連合で処理している。

評価実施機関名

小郡市長

公表日

平成28年4月28日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）の規定に従い、以下の事務を行う。 1. 資格管理業務 （1）住民基本台帳等の取得 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を、福岡県後期高齢者医療広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行う為、共通宛名情報を管理する。 （2）被保険者証の即時交付申請 市窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行及び返還の受付をする。 （3）被保険者資格の異動 被保険者の資格の管理に関する申請・届出の受付を行う。被保険者及び世帯員に関する異動情報を広域連合に提供し、被保険者資格に関する審査・決定情報等の提供を受ける。 2. 賦課・収納業務 （1）保険料賦課、一部負担割合決定 被保険者の保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な個人住民税等に関するデータ（所得・課税情報）を福岡県後期高齢者医療広域連合に提供し、広域連合で保険料賦課額、一部負担割合を決定し、保険料情報等のデータ提供を受ける。 （2）保険料徴収・収納業務 福岡県後期高齢者医療広域連合が決定した賦課情報（年間保険料）を基に保険料を期割する。特別徴収候補者情報を基に対象者を決定・管理し、普通徴収保険料（変更）納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 収納業務（金融機関への口座振替依頼含む）を行い、徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 （3）保険料収納管理 保険料収納に関する情報等のデータを広域連合へ送信し、広域連合も同情報を管理する。 3. 給付業務 医療給付（高額療養費、療養費、葬祭費、介護合算等）の申請・届出の受付及び連携情報を管理する。 各種申請書を広域連合へ送付し、広域連合が支給決定を行い、通知一覧等の提供を受ける。
③システムの名称	後期高齢者医療システム（MCWEL）、中間サーバー、行政基本システム、 後期高齢者医療広域連合電算処理システム （※広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成）

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢者資格ファイル、後期高齢者給付ファイル、後期高齢者賦課ファイル、後期高齢者収滞納ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 ＜情報照会の根拠＞ 82の項 ＜情報提供の根拠＞ 83の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部国保年金課
②所属長	国保年金課長　橋本　昭泰

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　住所　福岡県小郡市小郡255番地1　電話0942-72-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部国保年金課　住所　福岡県小郡市小郡255番地1　電話0942-72-2111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	Ⅰ－5．－②所属長	国保年金課長　井手　雅博	国保年金課長　橋本　昭泰	事後	